

平成22年度総務省所管 予算概算要求の概要

（「平成22年度予算編成の方針について（平成21年
9月29日閣議決定）」を踏まえた要求）

平成21年10月

平成22年度予算概算要求の概要

第1 一般会計

(21年度予算額は当初予算額)

平成22年度概算要求額 +事項要求
18兆5,934億円

平成21年度予算額 17兆7,359億円

比較増減額 8,575億円

○組織別予算額

(単位：億円)

組 織	平成22年度 要 求 額 A	平成21年度 予 算 額 B	比較増減額 (A-B) C	増減率 (C/B) %	【参考】 平成22年度 要求額(8月末)
総 務 本 省	185,449 +事項要求	176,892	8,557	4.8	186,841
管 区 行 政 評 価 局	205	186	18	9.8	201
総 合 通 信 局	142	143	△1	△0.5	144
公 害 等 調 整 委 員 会	6	6	0	0.2	6
消 防 庁	132	132	0	0.3	146
総務省所管合計	185,934	177,359	8,575	4.8	187,337
地方交付税等財源繰 入れ	174,337 +事項要求	165,733	8,604	5.2	175,428
一 般 歳 出	11,597	11,626	△30	△0.3	11,909
①恩 給 費	6,971	7,470	△499	△6.7	7,013
②国勢調査経費	682	22	660	2,954.8	688
③その他の経費	3,944	4,134	△190	△4.6	4,208

注1：一般歳出は、地方交付税等財源繰入れ（地方交付税財源及び地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに必要な経費）を除いたもの。

注2：一般歳出の既存予算の削減額（一般歳出の比較増減額から国勢調査経費のほか、選挙経費、政党助成費など特殊要因等及び人件費平年度化増減を除いたもの）は、△7億円である。

注3：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注4：計数については、精査中であり、今後異動することがある。

第2 交付税及び譲与税配付金特別会計

1 交付税及び譲与税配付金勘定

(単位：億円)

区分	項目	平成22年度 概算要求額 A	平成21年度 予 算 額 B	比較増減額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)	備 考
地方 交付 税	一般会計からの繰入れ	171,557	161,113	10,444	6.5	入口ベース
	+	事項要求				
	借入金償還	△ 7,812	0	△ 7,812	皆増	
	借入金等利子	△ 5,974	△ 5,711	△ 263	4.6	
	剰余金の活用	0	2,800	△ 2,800	皆減	
	返 還 金	2	1	1	245.2	
	計	157,773	158,202	△ 429	△ 0.3	出口ベース
	+	事項要求				
地方 特別 交付 金	一般会計からの繰入れ	2,780	4,620	△ 1,840	△ 39.8	
	うち児童手当特別交付金	1,162	1,162	0	0.0	
	減収補てん特別交付金	1,618	1,458	160	11.0	
	特別交付金	0	2,000	△ 2,000	皆減	
地方 譲与 税	地方譲与税譲与金	22,269	14,618	7,651	52.3	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)【地方交付税】

- この概算要求は、仮置きの数値である。その考え方等は別紙のとおりである。なお、平成22年度においても地方交付税法附則第4条第1項本文に基づく加算(1兆円)を計上している。
- このほか、所得税の税源移譲額の法定率分相当額の加算を事項要求している。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 平成20年度の国税決算に伴う地方交付税の精算(△6,596億円)については、平成21年度地方財政対策における平成19年度の国税決算に伴う地方交付税の精算の取扱いと同様に、平成23年度以降において行うこととしている。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成21年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数であり、児童手当特例交付金については平成21年度と同額を仮に計上するとともに、減収補てん特例交付金については、平成22年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

【自動車関係諸税の暫定税率廃止に伴う補てん措置】

自動車関係諸税の暫定税率廃止に係る地方の減収分については、政府税制調査会での結論を踏まえて、適切な補てん措置を講じる。

2 交通安全対策特別交付金勘定

(単位：億円)

項 目	平成22年度 概算要求額 A	平成21年度 予 算 額 B	比較増減額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)	備 考
交通安全対策特別交付金	758	784	△26	△3.3	

【要求の考え方】

三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づき、交付税率の引上げ及び三位一体改革で削減された地方自主財源の復元を事項要求する。

三党連立政権合意書・民主党マニフェスト

- 「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やします。
- 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。

【要求内容】

- (1) 財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。
 - 国負担相当額 4兆3,207億円(交付税率43.9%)
- (2) 平成23年度以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。
- (3) 三位一体改革で削減された地方自主財源を復元する(事項要求)。なお、前提として、8月仮試算から補助事業の一定割合の削減を見込んでいる。
 - 復元額 所得税税源移譲額の交付税率相当額

※ この概算要求は仮置きの数であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げは事項要求(折半ルール国負担分を対象)とする。

なお、「一括交付金化」、その後の新たな財政調整制度の創設の検討に応じ、3年間においても必要な調整を行う。

第3 主要事項

I. 地域主権の確立

・地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにするため、地方交付税を増額	17兆4,337億円+事項要求
地方交付税財源繰入	17兆1,557億円+事項要求
地方特例交付金財源繰入	2,780億円
・地方分権改革の着実な推進	58億円
・地域力の創造・地方の再生	11億円

II. ICTによる新たな経済成長

・地上デジタル放送への円滑な移行	312億円
・ICT産業の国際競争力の強化	89億円
・ICT利活用を促進する取組の強化	287億円
・世界をリードする研究開発の推進	493億円

III. 国民の生命・健康・生活を守る行政の推進

・消防防災体制の整備促進及び救急救命体制の充実	110億円
・郵政事業の抜本的な見直し	4億円
・年金記録への信頼回復	126億円

IV. 行政改革の推進

・独立行政法人・公益法人を含めた行政全般の減量・効率化	2億円
・政策評価の徹底等による行政運営の透明化	9億円
・公務員制度改革の着実な推進	2億円
・電子政府・電子自治体の推進	33億円

V. その他

・受給者の生活を支える恩給の支給	6,971億円
・我が国の座標軸となる国勢調査の実施等	883億円
・参議院議員通常選挙等関係経費	545億円
・政党交付金	319億円
・基地交付金及び調整交付金	335億円
・国民投票制度準備等関係経費	21億円

I 地域主権の確立

- (1) 地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにするため、地方交付税を増額
- 174,337(165,733)
+事項要求
- (7) 地方交付税財源繰入
- 171,557(161,113)
+事項要求
- ・「特別会計に関する法律」に基づく地方交付税財源の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
- (4) 地方特例交付金財源繰入
- 2,780(4,620)
- ・「特別会計に関する法律」に基づく地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ
- (2) 地方分権改革の着実な推進
- 57.6(56.9)
- (7) 市町村合併体制整備費補助
- 55.5(55.5)
- ・合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に対する補助
- (4) 地方分権振興交付金の拡充
- 2.1(1.4)
- ・地方自治法施行60周年記念貨幣を発行した各都道府県が行う地方分権振興、地域活性化の取組を一層支援
- (3) 地域力の創造・地方の再生
- 10.8(8.7)
- (7) 「緑の分権改革」の推進
- 1.6(新規)
- ・森林等の豊かな自然環境、地域において生産される食料、エネルギー等の地域資源を最大限活用し、地域経済の振興、雇用の確保等により、地域の自由と持久力を高める「緑の分権改革」の推進に取り組む

- (イ) 「定住自立圏構想」の推進 0.8(0.7)
- ・基礎的自治体が協定に基づき役割分担し、相互に連携する「定住自立圏構想」の推進により、圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、地方圏に定住の受皿を形成し、地方を再生
- (ウ) 新たな過疎対策の推進など安心して暮らせる地域づくり 6.8(6.3)
- ・安心して暮らせる地域をつくるため、過疎地域の維持・再生に向けたハード・ソフト両面にわたる新たな過疎対策の推進、集落の維持・活性化のための集落支援員の活動の促進など集落対策の推進、地域コミュニティ等と地方自治体が協働する新しい地域経営の構築、外国人住民を対象に加えた住民基本台帳制度の整備、多文化の共生に取り組む
- (エ) 人材力の活性化、ネットワーク・交流の強化 1.6(1.7)
- ・地域主権の時代において地域力創造の基本となる人材力を強化するため、新たに「人材力活性化プログラム」を策定し、NPO、大学、企業、地域団体等との役割・責任分担に基づく人材力の活性化、ネットワーク・交流の強化、情報提供等を推進する。また、「地域おこし協力隊」や「子ども農山漁村交流プロジェクト」等により、都市から地方への移住・交流を促進

Ⅱ ICTによる新たな経済成長

- (1) 地上デジタル放送への円滑な移行 312.0 (272.0)
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送受信に関する相談体制の強化、受信機器の購入支援、電波が届かない過疎、離島地域などでの支援、共同アンテナ等に対する支援など、必要な環境整備・支援を実施
- (2) ICT産業の国際競争力の強化 89.3 (79.3)
- ・戦略産業であるICT産業の国際展開とこれに係る標準化活動を推進する。また、コンテンツの流通環境の整備等を通じてコンテンツ市場の拡大を図るとともに、新たな関連市場を生み出すこと等により、新たな雇用創出、持続的経済成長の実現を促進
- (3) ICT利活用を促進する取組の強化 287.0 (305.6)
- (7) ICTを使った「ヒューマンニューディール」 10.0 (新規)
(教育分野におけるICT利活用モデルの確立)
- ・全国5地域程度において、先進的なICT教育プロジェクトを実施し、文部科学省と連携して教育分野におけるICT利活用モデルを確立
- (4) 国民が便利さを実感できるICT利活用の促進 277.0 (305.6)
- ・環境・教育・医療等の分野における国民の立場に立ったICT利活用を促進する取組の強化により、安全・安心な街づくりや地域再生を目指す。また、国民本位の電子政府・電子自治体の実現に向けて取り組む。さらに、誰もがICTを利用できる環境の整備に取り組む
- (4) 世界をリードする研究開発の推進 492.9 (514.0)
- (7) ICTを使った「グリーンニューディール」 30.9 (3.9)
- ・ICTを使ったグリーンニューディール推進のため、環境負荷低減等の効果が期待されるクラウドサービスの利用促進に向けた高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発等に取り組む
- (4) 重点研究開発課題の国際連携・国際展開の推進 461.9 (510.1)
- ・次世代無線通信技術、消費エネルギー抑制技術等の我が国が強みを持つ技術の研究開発を重点的に推進し、その国際連携・国際展開を支援

Ⅲ 国民の生命・健康・生活を守る行政の推進

(1) 消防防災体制の整備促進及び救急救命体制の充実 109.9 (110.2)

- ・大規模災害発生時に地域を超えて的確かつ迅速に対応するため、緊急消防援助隊を充実強化
- ・地震等の大規模災害や増加する救急需要等に適切に対応するため、消防防災施設の整備促進
- ・複雑多様化する各種災害に適切に対処し国民の安心・安全を確保するため、消防の広域化をはじめとする消防機関の災害対応力を強化
- ・地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団・自主防災組織を充実強化
- ・円滑な救急搬送・受入体制を構築するため、消防と医療の連携を推進
- ・住民の救急相談に、消防と医療が連携して応じる窓口の設置促進
- ・救急搬送における救命率を向上させるため、救急救命士を含む救急隊員が行う救急業務を高度化
- ・消防機関における新型インフルエンザ対策を強化

(2) 郵政事業の抜本的な見直し 4.4 (4.4)

- ・郵政事業の抜本的な見直しの基本理念である国民生活の確保、地域社会の活性化等の観点から、郵政事業の見直しによって郵便局ネットワーク水準やサービス水準を維持する等、郵政行政を確実かつ円滑に推進

(3) 年金記録への信頼回復 126.4 (123.6)

- ・年金記録確認第三者委員会による年金記録に係るあっせんの実施等

IV 行政改革の推進

(1) 独立行政法人・公益法人を含めた行政全般の減量・効率化 1.6 (1.7)

(7) 国 0.8 (0.9)

- ・国の行政機関等の減量・効率化を推進するための機構・定員管理等に関する調査等を実施

(4) 地方 0.8 (0.7)

- ・各地方公共団体における地方行革の実施状況等について、他団体と比較可能な形で公表するなど、集中改革プラン等に基づく自治体改革を踏まえ、引き続き、各地方公共団体の行政改革の推進のため、情報提供及び助言を実施

(2) 政策評価の徹底等による行政運営の透明化 8.9 (8.9)

- ・政策評価の推進・充実
- ・複数府省にまたがる政策について政府全体としての統一性又は総合性を確保するための評価及び各府省の政策評価の点検活動の着実な実施
- ・政策評価・独立行政法人評価委員会の活動の推進
- ・行政評価・監視の重点的かつ計画的な実施
- ・行政相談委員に対する支援の強化、行政相談の総合的な受付・処理の推進等
- ・行政不服審査制度の見直しなどにより、簡素迅速な手続による国民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保
- ・国の行政機関等における情報公開法及び個人情報保護法の適正かつ円滑な運用

(3) 公務員制度改革の着実な推進 2.1 (1.8)

- ・能力・実績主義の人事管理の徹底を図るとともに、退職管理の適正化等を着実に推進、また、国家公務員に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進
- ・国家公務員制度改革基本法に規定された基本理念、方針の趣旨に沿って、国家公務員制度改革推進本部に連携・協力して国家公務員制度改革を推進

(4) 電子政府・電子自治体の推進	33.4 (22.8)
(7) 利用者視点に立ったオンライン利用促進	1.2 (3.4)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府の総合窓口 (e-Gov) に係るユーザビリティ向上活動の推進、利用者のニーズを踏まえた e-Gov のシステム改修等 	
(4) 全体最適を目指した業務・システム最適化	30.2 (17.2)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の情報システム全体としての最適化 (全体最適) を推進するため、「政府共通プラットフォーム」を構築し、コスト面での効率化が見込める情報システムについて、ハードウェア等の統合・集約化、共通機能の標準化を推進 ・ 業務・システム最適化や適正な政府調達を一層推進するため、新たな IT 投資管理手法の導入、最新の技術動向を踏まえたシステム開発や調達の在り方等について検討 ・ 総務省が担当する府省共通業務・システム (文書管理業務、職員等利用者認証業務、共同利用システム基盤) の最適化の実施 	
(ウ) 電子自治体の推進	2.0 (2.3)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 便利で効率的な行政サービスの提供の実現等を図るため、電子自治体の基盤の更なる整備を行うとともに、地方公共団体におけるオンライン利用の促進や情報セキュリティ対策の推進等に取り組む 	

V その他

- | | |
|--|--------------------|
| (1) 受給者の生活を支える恩給の支給 | 6,971.4 (7,470.3) |
| ・ 恩給の適切な支給 | |
| ・ 受給者に対するサービスの向上 | |
| (2) 我が国の座標軸となる国勢調査の実施等 | 883.2 (302.1) |
| ・ 平成 22 年 10 月 1 日現在で国勢調査を実施 | |
| ・ 労働力調査を始めとする国勢の基本となる統計調査の着実な実施 | |
| ・ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づく諸施策の着実な実施を通じ、国民生活の向上に役立つ統計の体系的かつ効率的な整備・提供 | |
| (3) 参議院議員通常選挙等関係経費 | 544.6(新 規) |
| ・ 平成 22 年 7 月 25 日の参議院議員の任期満了に伴う参議院議員通常選挙及び明るい選挙の推進に必要な経費 | |
| (4) 政党交付金 | 319.4 (319.4) |
| ・ 「政党助成法」に基づき法人である政党に対して交付する政党交付金 | |
| (5) 基地交付金及び調整交付金 | 335.4 (325.4) |
| ・ <基地交付金>
米軍が使用する施設並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場等が所在する市町村に対して交付する基地交付金 | |
| ・ <調整交付金>
米軍の施設等が所在する市町村に対して、税財政上の影響を考慮して交付する調整交付金 | |
| (6) 国民投票制度準備等関係経費 | 21.2 (46.9) |
| ・ 平成 22 年 5 月に施行される日本国憲法の改正手続に関する法律に基づく国民投票の施行の準備に必要な経費 | |

(参考)

平成22年度 財政投融资関係

(単位：億円)

財政投融资特別会計（投資勘定）（平成19年度までは産業投資特別会計）

— 民間基盤技術研究促進事業 —

22年度出資 要 望 額	【参考】22年度出資 要 望 額（8月）	21年度出資 予 定 額
15	26	26

【参考】

マニフェスト等を踏まえた既存予算の見直し状況

「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）に基づき、マニフェスト等を踏まえつつ、既存予算について、ゼロベースで厳しく優先順位を見直した結果、平成22年度概算要求において、平成21年度当初予算に比べ、約190億円の減額要求（一般歳出のうち、恩給費及び国勢調査経費を除く。）を行うこととした。また、本要求額は8月末の要求額に比べ、約264億円の減額となっている。

なお、一般歳出の比較増減額から国勢調査のほか選挙経費などの特殊要因及び人件費平年度化増減を除いたものは約7億円の減額となっている。

主な新規事項

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ・「緑の分権改革」の推進 | 1億60百万円 |
| ・ICT利活用型教育の確立支援事業 | 10億01百万円 |
| ・地域コンテンツの海外展開に関する実証実験 | 3億99百万円 |
| ・安全・安心 i-City 推進事業 | 81億99百万円 |
| ・クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発 | 9億80百万円 |
| ・消防団充実・強化プランの推進 | 47百万円 |

【交付税及び譲与税配付金特別会計】

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・自動車関係諸税の暫定税率廃止に伴う補てん措置 | （事項要求） |
|-------------------------|--------|

既存予算見直しによる主な廃止事項

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| ・地域情報通信基盤整備推進交付金 | ▲78億70百万円 |
| ・消費エネルギー抑制ホームネットワーク技術の研究開発 | ▲7億25百万円 |
| ・電子自治体のオンライン化推進及びオンライン利用促進にかかる調査研究 | ▲30百万円 |

既存予算見直しによる主な削減事項

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・情報通信研究機構運営費交付金 | ▲17億00百万円 |
| ・地域イントラネット基盤施設整備事業 | ▲12億34百万円 |
| ・戦略的情報通信研究開発推進制度 | ▲3億74百万円 |

※ 計数については精査中であり、今後異動することがある。